

平成 28 年 8 月 30 日

「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る食品健康影響評価
（健康と畜牛の BSE 検査の廃止）」に関する Q&A

<問一覧>

問 1 今回の評価に至った経緯と概要は？

問 2 なぜこのタイミングで、健康と畜牛の BSE 検査の廃止が諮問されたのですか？

問 3 日本では、BSE 検査がどのように行われていますか？また、BSE 陽性牛の発生状況はどうですか？

問 4 今後、BSE の検査はどのように行われますか？

問 5 非定型 BSE について、どのような評価をしたのでしょうか？

問 6 今回、諮問された特定危険部位（SRM）の範囲は、いつ評価されますか？

問 1 今回の評価に至った経緯と概要は？

答)

1 今回の評価書は、以下に掲げる 2015 年 12 月の厚生労働省からの諮問文書のうち、具体的な諮問内容（1）の検査対象月齢に関し、食用にと畜される健康牛の BSE 検査について、現行基準（48 か月齢超の健康と畜牛を検査）を継続した場合と廃止した場合のリスクの比較について、検討を行ったものです。

なお、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものについては、引き続き、BSE 検査の対象となります。

(略)

(具体的な諮問内容)

具体的に意見を求める内容は、以下のとおりである。

(1) 検査対象月齢

食用にと畜される健康牛の BSE 検査について、現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクを比較。なお、と畜場での検査は、生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する 24 か月齢以上の牛のみを検査対象とする。

(2) SRM*の範囲

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに 30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」から「30 か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較。

※ SRM（特定危険部位）：BSE の病原体と考えられている異常プリオンたん白質が蓄積することから、流通経路から排除すべきとされる牛体内の部位のこと。

2 本件については、2016 年 1 月 29 日の第 97 回プリオン専門調査会において検討を開始し、同年 6 月 16 日の第 101 回同専門調査会まで、最新の科学的知見に基づき審議を重ねた上で、同専門調査会で取りまとめられた評価書（案）が、7 月 12 日の第 614 回食品安全委員会へ報告されました。

3 その後、同評価書（案）については、国民の皆様からご意見・情報の募集を行い（募集期間：2016 年 7 月 13 日～8 月 11 日（30 日間））、ここで寄せられた御意見・情報を踏まえ、同年 8 月 30 日の第 620 回食品安全委員会へ報告、決定され、同日諮問元である厚生労働省へ評価結果が通知されました。

4 その評価結果の概要は、以下のとおりです。

6. まとめ

(1) 牛群のBSE感染状況及び牛におけるBSEの人への感染リスク

2013年5月評価書における評価以降の発生状況を踏まえると、日本においては、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性はほとんどないものとした2013年5月評価書の評価は妥当であると考えられる。また、非定型BSEに関しては、現在までに得られている知見に基づけば、H-BSEについては、実験動物への感染実験の結果から人への感染の可能性は確認できず、EUにおけるH-BSEの発生頻度は2歳齢以上の牛100万頭につき、年当たり0.07頭と極めて低い。L-BSE感染牛の脳組織については人への感染の可能性が否定できないが、現行のSRM以外の組織の感染性は極めて低いと考えられる。日本又はEUにおけるL-BSEの発生頻度は、2歳齢以上の牛100万頭につき、それぞれ年当たり、0.07頭又は0.09頭と極めて低い。また、これまでに、疫学的に非定型BSEとvCJDを含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はない。

以上に基づいて、食品安全委員会は、2013年5月評価書における評価のとおり、日本における、牛群のBSE感染状況、BSEプリオンの侵入リスク低減措置（輸入規制）、増幅リスク低減措置（飼料規制等）及び曝露リスク低減措置（食肉処理工程）に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、牛肉及び牛の内臓（特定危険部位以外）の摂取に由来する定型及び非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考える。

(2) 評価結果

諮問事項の(1)のBSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

家畜へのBSEの感染防御には、飼料規制が極めて重要である。飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続き確認することが必要である。

また、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要がある。

なお、本評価においては、現在までに得られている知見を踏まえて評価を行ったものであるが、非定型BSEの知見は限られている。そのため、今後、特に非定型BSEに係る最新の知見についても、引き続き収集する必要がある。

問2 なぜこのタイミングで、健康と畜牛の BSE 検査の廃止が諮問されたのですか？

答)

1 2015年12月に厚生労働省から健康と畜牛のBSE検査の廃止について諮問された背景及び趣旨として、同省の諮問文書において以下のとおり記載されています。

(1) 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価では、以下のとおり記述されている。

○2009～2015年にはBSEの摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなるものと推定。

○当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。

(2) 2013年7月から2015年11月末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛481,207頭は、BSEスクリーニング検査の結果が全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、2015年末を迎えるため、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要がある。

(3) また、国際獣疫事務局(OIE)基準よりも高い水準の措置を維持する場合には科学的な正当性を明確化する必要がある。

なお、欧州連合(EU)においては、近年、と畜場でのBSEスクリーニング検査の対象やSRM(特定危険部位)の範囲を見直している。

問3 日本では、BSE 検査はどのように行われていますか？また、BSE 検査陽性牛の発生状況はどうですか？

答)

- 1 日本では、現在、48 か月齢超の健康と畜牛を対象としたと畜場における BSE 検査、及び 48 か月齢以上の死亡牛等を対象とした BSE 検査が実施されています。このほか、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものが BSE 検査の対象とされています。
- 2 2001 年以降、これまでに 16,102,561 頭（2016 年 4 月末現在）の牛を対象に BSE 検査が実施されました。日本で、これまでに確認されている BSE 検査陽性牛は 36 頭であり、そのうち 34 頭は定型 BSE、2 頭は非定型 BSE（L 型）でした。
- 3 なお、2009 年 1 月に確認された 1 頭を最後に、現在までの約 7 年間、日本では、BSE 検査陽性牛は確認されておりません。

問4 今後、BSE の検査はどのように行われますか？

答)

- 1 と畜場で食用にと畜される 48 か月齢超の健康牛の BSE 検査については、食品安全委員会の評価結果を踏まえ、今後、厚生労働省において廃止について検討される予定です。
- 2 なお、本評価書においては、以下のとおり記載されております。
 - (1) 家畜への感染防御には、飼料規制が極めて重要である。飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リスク牛(※)を対象とした BSE 検査により、BSE の発生状況を引き続き確認することが必要である。
 - (2) 引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなくてはならない。24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈するものを対象とする BSE 検査が行われる必要がある。

(※) 中枢神経症状を呈する牛、歩行困難牛、死亡牛など

問5 非定型 BSE について、どのような評価をしたのでしょうか？

答)

- 1 2016年5月末までに全世界で報告されている BSE は 19万頭ですが、BSE には従来の BSE（定型 BSE）と非定型 BSE が報告されております。2016年5月末時点で、非定型 BSE は 124 頭（21 か国）の発生が報告されております。
 - 2 非定型 BSE は、従来の BSE（定型 BSE）と発生状況やウエスタンブロット法（WB）により示されるバンドパターンが異なる BSE です（※）。非定型 BSE は、バンドパターンによって、H 型（H-BSE）、L 型（L-BSE）の 2 種類が知られています。H 型と L 型ともに、それぞれ毎年数頭が発生しています。
- ※ WB は BSE の診断法の一つであり、検体をたん白質分解酵素で処理した後、WB により示されるバンドにより、BSE の型判別ができます。
- 3 EU における H-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、年当たり 0.07 頭と極めて低く、日本では H-BSE は確認されておられません。また、L 型については、日本では、2001 年から 2016 年 4 月末までの 15 年間に約 1,610 万頭の牛を検査し、2 頭の L 型の非定型 BSE が確認されております。日本又は EU における L-BSE の発生頻度は、2 歳齢以上の牛 100 万頭につき、それぞれ年あたり、0.07 頭又は 0.09 頭と極めて低いことが知られています。
 - 4 実験動物の感染実験の結果から、H-BSE の人への感染の可能性は確認されておられません。また、L-BSE について、SRM 以外の組織（筋肉等）の感染性は極めて低いと考えられます。
 - 5 これまでに、疫学的に非定型 BSE と vCJD を含む人のプリオン病との関連を示唆する報告はありません。
 - 6 これらに基づき、牛群の BSE 感染状況、輸入規制、飼料規制及び食肉処理工程での措置等に加え、牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、非定型 BSE プリオンによる vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いと考えられ、48 か月齢超の健康と畜牛の BSE 検査を継続した場合と廃止

した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できると考えられました。

問 6 今回、諮問された特定危険部位 (SRM) の範囲は、いつ評価されますか？

答)

- 1 SRM の範囲については、第 97 回プリオン専門調査会 (2016 年 1 月 29 日開催) において、その見直しに当たっては、飼料規制等を含めた BSE 対策全般への影響について確認が必要と判断されました。
- 2 よって、リスク管理機関における BSE 対策全般への影響についての整理を踏まえ、改めてプリオン専門調査会において検討されることとなります。